

## 花き花木共同集荷拠点整備事業公募要領

### 1 補助制度の内容

#### (1) 補助金名

花き花木共同集荷拠点整備事業費補助金

#### (2) 補助金交付の目的

2024年4月からの運送業界におけるトラックドライバーの労働時間に関する規制強化にともない、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化などに、花きも含めた様々な産業において取り組んでいくことが求められています。

特に、鉢もの類（一部花木を含む）については、出荷品目により形や大きさなどが異なるため、品目に応じてトラックに棚を組み商品の積み込みを行うことや個別集荷が必要であり、ドライバーに大きな負担が掛かっていることから、現状の集出荷形態が続く場合には、今後の花き花木の輸送継続が困難となることが危惧されています。

花き花木の輸送効率化のためには、複数生産者の出荷物を集約化していくことが必要であることから、花き花木の生産者グループ等が行う「共同集荷拠点」の整備にかかる取組を支援することで、持続可能な花き花木の輸送体制モデルを確立します。

#### (3) 補助事業の内容

持続可能な花き花木の輸送体制構築にむけて、輸送の効率化に資する共同集荷拠点の整備に係る以下の取組について、予算の範囲内において、事業費の2分の1以内を補助します。補助対象経費の詳細は花き花木共同集荷拠点整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）別表1のとおりとします。

##### （共同集荷拠点の新設）

- ・ストックヤード（簡易ハウス）の整備
- ・共通規格台車利用の円滑化にむけたほ場環境の整備
- ・その他共同集荷による輸送の効率化に資すると認められる設備の導入  
(既存施設の改良等による共同集荷拠点の追加整備)
  - ・既存施設の改良等による共同集荷のための設備の追加導入
  - ・共通規格台車利用の円滑化にむけたほ場環境の追加整備

#### (4) 補助率（上限額）

補助金額は、事業に要する経費の2分の1以内とし、上限金額は生産者1名あたり150万円以内とします。

なお、予算を上回る応募があった場合、すべての申請者について補助率を一律に減じて調整し、交付するものとします。

#### (5) 補助対象者

この事業の実施主体は、県内で花き花木の生産を営む農業者で構成するグループまたは団体であって、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 農業者3名以上で構成するグループまたは団体であること。

- (2) グループまたは団体を構成する各農業者の経営面積が5アール以上であること
  - (3) 整備する設備の耐用年数期間以上、経営を継続する意思があること
  - (4) 花き花木輸送効率化計画を策定すること
  - (5) 下記の成果目標(※)を設定し、達成に向けて取り組むこと
- ※経営費に占める運送費の割合  
共同集荷拠点の整備後における年間の経営費に占める運送費の割合を前年比で5%以上低減

## 2 事業申請手続

### (1) 公募期間

公募期間は、令和8年1月6日(火)から令和8年1月23日(金)までとします。

### (2) 提出書類等について

実施要領に定める以下の書類を提出してください。

- ・別記様式1号 花き花木共同集荷拠点整備事業実施計画書の提出について  
(別紙1) 花き花木共同集荷拠点整備事業実施計画書
- ・添付書類等
  - (ア) 事業費の分かる資料(原則、複数者の見積書※)  
※1者のみの取扱いの場合は1社で可とする
  - (イ) 設備・資材のカタログ
  - (ウ) 整備場所の地図・図面
  - (エ) 成果目標における現状値の根拠資料
  - (オ) 花き花木輸送効率化計画
  - (カ) その他、事業実施計画を補足するために必要な資料

### (3) 提出期限等

①県への提出期限: 令和8年1月23日(金)17時まで。

②事業実施計画書等の提出場所及び公募に関する問合わせ先

申請者の住所を管轄する各農林水産(農政・農林)事務所に提出ください。

○桑名農政事務所 地域農政課(桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町)

〒511-8567 桑名市中央町5-71 0594-24-7421

E-mail: wnosei@pref.mie.lg.jp

○四日市農林事務所 農業振興課

(四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、朝日町、川越町)

〒510-8511 四日市市新正4-21-5 059-352-0627

E-mail: ynorin@pref.mie.lg.jp

○津農林水産事務所 地域農政課(津市)

〒514-8567 津市桜橋3-446-34 059-223-5102

E-mail: tnorin@pref.mie.lg.jp

○松阪農林事務所 農業振興課(松阪市、多気町、明和町、大台町)

〒515-0011 松阪市高町138 0598-50-0564

E-mail: mnorin@pref.mie.lg.jp

○伊勢農林水産事務所 農業振興課

(伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町)  
〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 0596-27-5168  
E-mail : [inorin@pref.mie.lg.jp](mailto:inorin@pref.mie.lg.jp)

○伊賀農林事務所 農業振興課 (伊賀市、名張市)  
〒518-8533 伊賀市四十九町2802 0595-24-8141  
E-mail : [gnorin@pref.mie.lg.jp](mailto:gnorin@pref.mie.lg.jp)

○尾鷲農林水産事務所 地域農政課 (尾鷲市、紀北町)  
〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1 0597-23-3498  
E-mail : [onorin@pref.mie.lg.jp](mailto:onorin@pref.mie.lg.jp)

○熊野農林事務所 地域農政課 (熊野市、御浜町、紀宝町)  
〒519-4393 熊野市井戸町371 0597-89-6122  
E-mail : [knorin@pref.mie.lg.jp](mailto:knorin@pref.mie.lg.jp)

なお、申請に関するお問合せは下記の窓口においても可能です。

三重県農林水産部農産園芸課園芸振興班  
電話 : 059-224-2808 FAX : 059-223-1120  
E-mail : [nousan@pref.mie.lg.jp](mailto:nousan@pref.mie.lg.jp)

#### (4) 提出部数：2部（郵送または窓口受付の場合）

#### (5) 提出に当たっての注意事項

- ・各農林水産（農政、農林）事務所への事業実施計画書等の提出は、Eメール、郵送、提出場所での窓口受付とします。Eメールまたは郵送で提出される場合は各農林水産（農政、農林）事務所へ電話にて到達を御確認ください。
- ・提出書類は、返還できないので御了承ください。
- ・提出期限までに到着しなかった提出書類は、無効とします。また、提出書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領等を熟読の上、注意して作成してください。
- ・審査後の提出書類の差し替えは認められません。
- ・事業実施計画書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ・応募要件を有しない者が提出した事業実施計画書等は無効とします。
- ・事業実施計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ・補助金交付対象者の氏名又は名称、取組内容を公開する場合があります。

### 3 事業実施計画の審査及び審査結果の通知

県は提出された事業実施計画書の審査を行い、申請者に対して審査結果の通知を行います。審査結果の通知はおおむね2月上旬を予定しています。

### 4 事業実施に当たっての注意事項等

#### (1) 事業申請

- ・補助対象となる期間は、交付決定日（又は補助金交付決定前着手届提出日）かつ発注日以降、令和8年3月20日までです。
- ・補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、予算を上回る応募があった場合、すべての申請者について補助率を一律に減じて調整し、交付するものとします。

(2) 事業実施中

- ・事業実施期間中に三重県職員が取組状況を確認する場合があります。

(3) 事業終了後

- ・事業実施後、実績報告書の提出が必要です。
- ・事業実施後、領収書や支出関係資料を確認します。
- ・本事業は会計検査院により実施される会計実地検査の対象となることがあります、その際は関係書類の提示を求められることがあります。補助事業に関する関係書類は事業完了後5年間（令和13年3月末日まで）必ず保管してください。

5 補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守っていただく必要があります。

(1) 事業の推進

補助事業者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならない。

(2) 補助金の経理管理

補助事業者は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県公告第249号）及び農産園芸課関係補助金等交付要領に基づき、適正に執行する必要がある。

補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、補助事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要がある。

以上。